

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきブラザ5階 TEL 086 (226) 1019 (2025.3月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- ●ポイ活とは
 - ~ポイ活を発端にした多重債務に注意!~
- ●リボ払い、あとからリボ払いとは
- 弁護士や司法書士とのネットでの契約に注意
- ●消費生活相談事例 墓じまいトラブル
- ●消費生活トピックス 海外から購入した鉄サプリに注意
- ●令和7年度 消費生活講座ご案内

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

司 山 …… 086(226)0999 火曜日~日曜日 9:00~16:30

津山分室 …… 0868(23)1247 月曜日~金曜日9:00~12:00:13:00~16:30

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086(227)3715

ホームページ: https://www.pref.okayama.jp/site/syohi/X (旧Twitter) アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス等 山陽新聞・さりお(生活情報紙)・おかやまコープ機関誌 随時掲載

ポイ活とは

⇔ポイ活を発端にした多重債務に注意!⇔

相談

急な出費でお金が足りなくなり、ネットで貸金業者の広告を見ていたところ、「初めての利用の場合、キャッシングした額の1カ月分の利息額をキャンペーンで2カ月後にポイント付与する。」と記載されていた。日頃からポイ活をしているので、実質利息が無料だと思い、キャッシングした。その後も複数の貸金業者から似た内容でキャッシングし、気づいたら多額の借金が残った。

アドバイス

貸金業者などからの初めての借入の際には、一定期間の利息分をポイントバックやキャッシュバックしたり、利息無料期間を設定している場合があります。短期的には実質無料でも、その後はポイントの付与等はなく、年15%などの利息*¹と借りた元本が残る結果となります。ポイントが付与されるからといって、安易に利用せず、よく検討しましょう。

- ●ポイ活とは買い物などによってポイントを貯めたり、貯めたポイントを活用する活動のことです。例えばクレジットカードや電子マネー、キャッシュレス決済等の利用後に、購入額等に応じてポイントが付与されます。貯まったポイントは特定のアイテムやほかのポイントに交換できたり、支払いに使えたりします。
- ●クレジットカード付帯の**キャッシングとは**貸金業者からお金を借りられるサービスの ことです。年利15%などの利息*¹がかかります。
 - * 1 利息は貸金業法等で上限金利が定められており、上限金利以下で貸金業者ごとに設定されています。



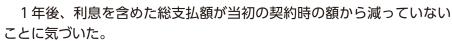
リボ払い、あとからリボ払いとは

- ●リボ払い*1とは、クレジットカードの支払方法のひとつで、利用金額や利用件数にかかわらず、毎月の支払金額を一定にする仕組みです。
 - 一括払いだと手数料は不要ですが、リボ払いは年利15%などの手数料*2がかかるため、無計画に利用を繰り返すと、利用残高が増加して完済までの期間が長期化する可能性があります。
- ●あとからリボ払いとは一括払いでカード決済した後に、支払い方法をリボ払いに変更することです。
- *1 リボ払いとは割賦販売法の適用があるリボルビング払いのことです。
- *2 利用残高の15%前後の設定が多いですが、手数料はクレジットカードによって異なります。

具体的なトラブルについて

トラブル1

就職が決まり、賃貸物件の入居に伴う契約の支払いや引っ越し、家電の購入などで、クレジットカードの支払いが多くなった。一括払いだと、給料が足りなくなるので、毎月一定額のリボ払いにした。キャンペーンでポイントも5,000ポイントもらえるので、お得だと思った。





アドバイス1

リボ払いは毎月一定額を支払うもので便利である一方、毎月のリボ残高に高い手数料がかかるので、結局、手数料を含む総支払額が当初の契約時の額から減っていないといったことが起こりえます。ポイントが付与されることもありますが、ポイントに惑わされないようにしましょう。



ポイント ポイントの付与に惑わされない。

トラブル2

春ということもあり、新生活のポイ活を探していたところ、「あとからリボを利用すると、数千ポイントがもらえるキャンペーン」が目に留まった。早速クレジットカードを一括払いで決済後、あとからリボへ変更したところ、数千ポイントがもらえた。その後も毎月同様のキャンペーンがあったので、毎月のようにあとからリボへ変更したところ、多額のリボ残高が残り、多額の手数料が毎月請求されるようになった。

アドバイス2

ポイントに惑わされないようにしましょう。たとえば、20万円の買い物をして毎月1万円をリボ払いで支払う場合、1年8カ月かけて支払うことになりますが、別途約2.6万円の手数料を支払わなければなりません*3。

なお、リボ残高を返済中に、新たにリボ払いで商品等を購入した場合はリボ残高がその分増加します。手数料は増加したものを含んだ合計残高についてかかり、さらに手数料が増えることになります。

*3 手数料を15%に設定し、元金定額方式で試算したものです。

弁護士や司法書士との

ネットでの契約に注意

- ●投資詐欺などの被害回復のために、弁護士に依頼し、多額の着手金を払ったのに、放置 され解決しなかった。
- ●司法書士に債務整理を相談し、任意整理を勧められ契約したが、多額の着手金がかかり、 着手金をあわせると支払いも総額は結局減らなかった。

などの相談があります。(契約相手はいずれも ネット広告で目に留まった県外の弁護士、 司法書士で、直接会うことなく、ネット上で説明を受け、契約をしています。) そもそも弁護士や司法書士との契約とは何でしょう。

法律の専門家に紛争解決を依頼するときに結ぶ契約を委任契約といいます。

- 契約する前に着手金、実費、成功報酬などの金額、その支払時期や支払い方法を決めます。
- ●着手金とは、契約時に支払うお金で、途中で契約をやめても原則返ってこないものです。
- ●実費とは交通費や郵送代、出張費用(宿泊費、日当)などです。
- ●成功報酬とは、依頼した内容が解決した場合に支払う報酬のことです。解決しなければ 支払う必要はありません。
- ●それぞれの金額は原則自由となっており、弁護士や司法書士によって異なります。 例えば、着手金は無料で、成功報酬額を重視している場合や着手金を分割払い等のあと 払いにしている場合もあります。

複数の方(弁護士、司法書士)に相談し、契約の 条件など見積もりをもらい、誰に依頼することが自 分に適しているかを事前にしっかり検討しましょう。 契約をしたあとで、やっぱり他の方に依頼したい と契約を解除しても、着手金は返金されません。また、 着手金を分割払いで契約したが、結局支払えなくなっ たといったケースもあります。



不安に思ったとき、トラブルにあった時は、お住まいの消費生活相談窓口に相談しましょう。 消費者ホットライン (局番なし) 188 (身近な消費生活相談窓口につながります)

● 消費生活相談事例 ●

墓じまいトラブル

墓の管理に不安を感じ、墓じまいを検討している。墓を管理している宗教 法人に墓じまいを相談したところ、管理料の数十年分を支払えば、墓地の永 代使用契約を解除でき、墓地の返還をすることができると説明された。

墓地を返還し、墓石を撤去したいだけなのに、なぜ管理料の数十年分を支 払う必要があるのか。 (相談者:60代 女性)



消費者へのアドバイス

少子高齢化により、墓じまいは昨今、マスコミなどでも話題になっています。必要性や利点もあります が、一部にトラブルも発生しています。

本件は墓地の永代使用権を契約した当初、契約約款等に墓じまいに管理料の支払いが必要と定められてい ない事例です。

当初の契約約款等に定めがない以上、原則として支払う必要はないと思われますし、仮に契約時に定めら れていたとしても、消費者契約法の不当条項に該当する可能性もあります。

なお、永代供養をする際は、現在の墓地がある市町村が発行する改葬許可証、永代供養先が発行する受入 証明書、現在の墓地の管理者が発行する埋蔵証明書などが原則必要となっています。

消費生活トピックス・

海外から購入した鉄サプリメントに注意!

一部の通販サイトでは、海外事業者の鉄サプリメントを購入することができますが、長期間摂 取した消費者が鉄過剰症を発症したり、肝機能障害が疑われた人もいると国民生活センター が注意を促しています。

■なぜ事故が起きたのか

製造販売されている国の国民と日本人とでは、体格や食生活等がそもそも異なる場合があり、1日の摂 取量について、日本人の推奨されている鉄摂取量を大幅に超える量を通常摂取量として表示し、販売して いるケースがあります。

長期摂取した場合、製造販売されている国の国民は鉄過剰症にならなくても、 日本人には鉄過剰症になる危険性がありますので注意が必要です。

- ・海外事業者が製造販売しているサプリメントには日本人の推奨量を大きく超え るものがあるので注意しましょう。
- ・成分量や注意表示をよく確認しましょう。
- ・健康食品を使用していて身体に異常を感じた場合は使用を中止し、医療機関を 受診しましょう。

令和7年度 消費生活講座

消費者のみなさんに身近なテーマを取り上げて、 日常生活に役立つ情報を提供します。

5月23日(金) 13:30~15:00

●大きく変わる社会 ~不安につけこむ悪質事業者に注意~

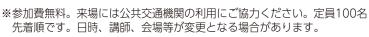
講師:日本放送協会(NHK)解説委員室 解説委員 今井 純子 氏

9月21日(日) 13:30~15:00 高齢者が巻き込まれやすい消費者トラブルと防止のためにできること ~認知症との関係について~

講師:京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学教授 (消費者庁客員主任研究員) 成本 迅氏

受講希望の方は、QRコードを読み取り電子申請していただくか、

岡山県消費生活センターに電話、FAXでお申し込みください。





TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715

きらめき プラザ4F 401会議室

(9/21のみ3F 301会議室)